

事業所名 甲東商事株式会社 大阪第二営業所
有料職業紹介事業許可番号 27-ユ-304753

返戻金制度について

当社の紹介者が入社後、明らかに自己の責めに帰すべき事由により解雇されるに至った場合、または自己都合により退職した場合に受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ・入社後1ヵ月以内に退職した場合、紹介手数料の80%返金
- ・入社後3ヵ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。